

防災集団移転促進事業による買取地（移転元）の使用・貸付に関する取扱いの明確化

（第5弾加速化措置案）

○ 防災集団移転促進事業による買取地（移転元）の使用・貸付けに関する取扱いについて明確化

背景

- 防災集団移転促進事業による買取地（移転元）について、復興への利活用が各市町村における今後の課題。
- これまで、防災集団移転促進事業による移転元の買取地は、土地の利活用を想定していなかったことから、譲渡、交換等については制限的に運用。

移転元の買取地の使用・貸付けに関する取扱いについて明確化（第5弾）

○ 取得した移転元の土地について、地方公共団体が保有したまま使用し、又は貸し付けることは復興交付金の交付の目的に反するものではない旨を周知。（平成26年3月6日通知）

◆ 上記通知の趣旨は、取得した土地について、地方公共団体が災害危険区域に指定した上で、保有したまま使用し、又は貸し付ける場合、譲渡・交換を行う場合と違い、財産処分の手続きが不要ということである。

【参 考】

譲渡・交換等については、第3弾においてガイダンスで明確化

○ 土砂や資材置き場の確保などの復興ニーズに対応し、防災集団移転促進事業により取得した土地について、譲渡や交換が可能である旨をガイダンスにおいて明確化。（平成25年9月26日通知）

- ◆ 地方公共団体が土地を取得した後に、復興の進捗に応じて当該土地の譲渡や交換の希望が生じ、計画的な跡地利用を促進する観点から当該譲渡又は交換を行うことが必要となった場合には、譲渡・交換は可能。
- ◆ この場合、譲渡又は交換を行う前に、当該土地を災害危険区域に指定し、財産処分の手続を行う必要がある。